

議案第 85 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称
飯能市総合福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
埼玉県飯能市大字双柳 371 番地 13
社会福祉法人飯能市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 1 日提出

飯能市長 新井重治